

入札監理小委員会における審議の結果報告

消費動向調査業務

内閣府の消費動向調査業務については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成 25 年 4 月から平成 28 年 3 月までの 3 年間を契約期間として、民間競争入札による事業を実施することとされている。これに基づき、当該、当該民間競争入札の実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主要な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 確保されるべき公共サービスの質について（実施要項 PP. 8～9）

【論点】

- （１） 確保されるべきサービスの質として調査票の有効回収率がどの時点のものかわかりづらい。
- （２） 調査票の返送数が毎月 4500 世帯を下回った場合、精算払いが生じることを追記すべきではないか。

【対応】

- （１） 調査票の有効回収率について、内閣府に納入物件が納入された時点と明記した。
- （２） 精算払いが生じることを追記した。

2. 契約金額の支払いについて（実施要項 P. 9）

【論点】

○契約金額の支払いと調査票の返送数が毎月 4500 世帯を下回った際の郵便料金を精算することとの関係がわかりづらい。

【対応】

○年度の最終支払時期に調査票の返送数が 4500 世帯を下回った際の郵便料金の精算分を減額することを明記した。

3. 情報開示について（実施要項 PP. 24～26）

【論点】

○平成 24 年度に実施している郵送調査（調査員による協力依頼）と平成 21 年に実施した郵送調査（はがきによる調査依頼）における回収率の差について、調査員による協力依頼が回収率の向上に寄与したことがわかるよう両調査のデータを開示すべきではないか。

【対応】

○平成 24 年度における郵送調査と平成 21 年度における郵送調査の両調査のデータを記載した。